

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対する修正案

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第七十条」を「第六十八条」に、「第七十一条 第七十三条」を「第六十九条 第七十一条」に、「第七十四条 第七十六条」を「第七十二条 第七十四条」に、「第七十七条 第八十四条」を「第七十五条 第八十一条」に改める。

第二条第二項中「三人」を「一人」に、「六人」を「九人」に、「裁判官のうち一人」を「裁判官」に改め、「裁判官の員数は一人」を削り、「四人とし、裁判官を裁判長」を「四人」に改める。

第六条第二項中「構成裁判官の合議による」を「構成裁判官が行う」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 構成裁判官は、前条第二項各号に掲げる判断について、裁判員の意見を聴くことができる。

第九条第二項中「第七十条第一項に規定する評議の秘密」を「構成裁判官及び裁判員が行う評議の経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数（第七十八条において「評議の秘密」という。）」に改める。

第三十六条第一項中「四人」を「六人」に改め、同条第二項中「ときは三人」の下に「七人又は八人のときは四人、九人のときは五人」を加える。

第三十八条第二項中「四人」を「六人」に改め、「ときは三人」の下に「七人又は八人のときは四人、九人のときは五人」を加える。

第四十一条第一項第四号中「第九条、」を「第九条若しくは」に改め、「若しくは第七十条第一項」を削り、同項第五号中「又は第七十条第一項に定める義務」を削る。

第四十七条第二項中「四人」を「六人」に改め、「ときは三人」の下に「七人又は八人のときは四人、九人のときは五人」を加える。

第六十四条の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第二項、第八十五条、第一百八条第三項、第二百二十五条第一項、第六百六十三条第一項、第六百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六條の十一の項上欄中「第二百七十八條の二第二項」を削り、同表第三百四條第一項の項下欄中「陪席の裁判官」を削る。

第六十五条中「合議体の構成員」を「処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせる」に、「合

議体の構成員である裁判官」を「処分をする」に改める。

第六十六条第三項中「構成裁判官の合議による」を削る。

第六十七条第一項中「過半数」を「三分の二以上の多数」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、刑の量定において死刑に処する判断を行うには、合議体の全員の意見が一致しなければならぬ。

第六十七条第二項中「刑」を「死刑に処する判断以外の刑」に、「過半数」を「三分の二以上の多数」に改める。

第六十八条を削る。

第六十九条第一項中「並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたもの」を削り、同条第二項中「、その合議により」を削り、同条を第六十八条とする。

第七十条を削る。

第五章中第七十一条を第六十九条とし、第七十二条を第七十条とし、第七十三条を第七十一条とする。

第六章中第七十四条を第七十二条とし、第七十五条を第七十三条とし、第七十六条を第七十四条とする。

第七十七条の見出し中「請託罪等」を「請託罪」に改め、同条第二項を削り、第七章中同条を第七十五条とする。

第七十八条を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(裁判員の氏名等漏示罪)

第七十七条 検察官若しくは弁護士若しくはこれらの職にあつた者又は被告人若しくは被告人であつた者が、正当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第三十条に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の陳述の内容を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十九条第一項中「六月以下の懲役又は」を削り、同条第二項第一号中「秘密（評議の秘密を除く。）を」を「人の秘密を正当な理由がなく」に改め、同項第二号中「又は構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたもの」を削り、「若しくは」を「又は」に、「又はその多少の数を」を「（裁判員の職にあつた者については、自己の意見を除く。）を正当な理由がなく」に改め、同項第三号中「除く。」を「の下に「正当な理由がなく」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を

削り、同条を第七十八条とする。

第八十条及び第八十一条を削り、第八十二条を第七十九条とし、第八十三条を第八十条とし、第八十四条を第八十一条とする。

附則第一条第一号中「及び附則第三条」を「から附則第四条まで」に改め、同条第二号中「第七十一条、第七十二条、第七十五条、第七十六条及び附則第五条」を「第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十四条及び附則第六条」に改める。

附則第八条を附則第九条とし、附則第三条から附則第七条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（施行前の措置等）」を付し、同条の次に次の条を加える。

第三条 政府及び最高裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判の制度において、裁判員の負担が過重なものにならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものとするために、刑事訴訟手続の一層の充実及び迅速化を図ることが緊要な課題であることにかんがみ、この法律の施行までの期間において、被疑者の取調べの状況等の録画又は録音及び検察官が保管するすべ

ての証拠の開示を義務付ける制度の導入について検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならない。